平成２９年（フ）第５０６１号
大阪市北区中津４丁目４番16号　ドルチェヴィータ北梅田603号室、住民票上の住所大阪市此花区高見１丁目５番44―201号
債務者　梅本　直哉
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２２２号
大阪市浪速区日本橋西２丁目３番６号　エスタイル難波南　406号、前住所大阪府門真市御堂町10番７号　ハイツ大飛101号
債務者　横山　浩子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３９８号
大阪市旭区生江１丁目９番13号ビルシャナ柳通302
債務者　吉田　光彦
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４３３号
大阪市住吉区住吉１丁目２番11号
債務者　匹　美和子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４９５号
大阪市西成区山王３丁目７番９号
債務者　新谷　惠吾
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５２２号
大阪市東淀川区豊新４丁目26番19―706号
債務者　**中堅**　　綾（旧姓狩野）
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５２４号
大阪市東淀川区南江口２丁目10番30―105号
債務者　中奥　悦子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５３４号
大阪市浪速区恵美須西３丁目２番４―406号
債務者　坂尾　昌紀
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５３７号
大阪府東大阪市玉串町東１丁目11番３―803号
債務者　木村　泰子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８号
北海道滝川市空知町３丁目12番１―7010号　啓南団地
債務者　髙橋　　愛（旧姓長谷川・佐藤）
1　決定年月日時　平成29年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第３６２号
岩手県紫波郡紫波町上平沢字若宮56番地
債務者　細川麻都香
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第９２号
岡山県津山市沼18番地２　メゾン大石203号室、前住所岡山県美作市明見57番地３　水島アパート202号室（前々住所）岡山県美作市明見344番地５　きらら201号
債務者　松本　幸子（旧姓久安）
1　決定年月日時　平成29年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第１４２号
香川県仲多度郡多度津町東浜８番25号
債務者　三木　　**隆**
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第５２号
大分県日田市大字田島500番地
債務者　竹野謙二郎
1　決定年月日時　平成29年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第９３号
新潟県村上市羽黒町１番11―22号
債務者　上村　　隆
1　決定年月日時　平成29年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第９８号
新潟県村上市緑町１丁目10番９号
債務者　阿部　敏也
1　決定年月日時　平成29年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第２１８号
岡山県倉敷市中畝１丁目５番19号　アセーボⅡ101
債務者　久保　知佳
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係